

本法令日本語訳集は、JICA 技術協力専門家等が業務上作成した成果物を、日本の企業・個人の皆様がベトナムの法令を理解するための参考資料として公開するものです。法律上の問題に関しては法令のベトナム語原文を参照してください。JICA は、本法令日本語訳集の内容の正確性について保証せず、利用者が本法令日本語訳を利用したことから生じる損害に関し、いかなる責任も負いかねます。

仮和訳者 国際協力専門員 弁護士 塚原 正典

ベトナム弁護士連合会定款

(2022 年 7 月 19 日付政府首相決定第 856/QĐ-TTg に添付される)

目次

第一章 総則	4
第 1 条 ベトナム弁護士連合会の趣旨・目的	4
第 2 条 ベトナム弁護士連合会の法的地位	5
第 3 条 組織・活動の原則	5
第 4 条 ベトナム弁護士連合会の任務、権限	5
第二章 ベトナム弁護士連合会の組織機構	6
第 5 条 弁護士連合会直属の各機関と部門	6
第 6 条 全国弁護士代表大会	6
第 7 条 全国弁護士評議会	7
第 8 条 ベトナム弁護士連合会常任委員会	9
第 9 条 ベトナム弁護士連合会常任	12
第 10 条 ベトナム弁護士連合会会長	13
第 11 条 ベトナム弁護士連合会副会長	14
第 12 条 ベトナム弁護士連合会事務総長	14
第 13 条 ベトナム弁護士連合会指導者職の任免、罷免	14
第 14 条 連合会事務局及びホーチミン市のベトナム弁護士連合会代表機 関	16
第 15 条 ベトナム弁護士連合会の各委員会	16
第 16 条 ベトナム弁護士連合会に直属する各部門	16
第三章 弁護士会	17
第 17 条 弁護士会の法律上の地位	17
第 18 条 弁護士会の組織、活動の原則	18
第 19 条 弁護士会の任務、権限	18
第 20 条 弁護士会の機関、専門部門及び直属部門	18
第 21 条 弁護士会の弁護士大会	19
第 22 条 弁護士会理事会	21
第 23 条 弁護士会の会長、副会長、理事会の委員	23
第 24 条 弁護士会の表彰・規律評議会	25
第 25 条 年次弁護士会議	26
第 26 条 弁護士会の事務局、直属の専門部門及び部門	27
第 27 条 弁護士会の内規	27
第四章 弁護士	27

第 28 条	ベトナム弁護士連合会，弁護士会の構成員資格	27
第 29 条	弁護士の権利，義務	28
第 30 条	弁護士会への加入	29
第 31 条	弁護士カード	29
第 32 条	弁護士会の弁護士名簿からの名前の削除，別の弁護士会への移 転	29
第 33 条	弁護士カードの再支給，交換，回収	30
第 34 条	法廷に参加する弁護士の服装	31
第 35 条	弁護士連合会及び弁護士会の名誉構成員	31
第五章	財政及び財産	32
第 36 条	財政制度	32
第 37 条	ベトナム弁護士連合会の財政収支	32
第 38 条	弁護士会の財政収支	32
第 39 条	弁護士職修習費，弁護士会加入費，会費	33
第 40 条	ベトナム弁護士連合会，弁護士会の財政，その他の財産の管理	34
第六章	表彰，規律処分，不服申し立て・告発の解決	34
第 41 条	表彰	34
第 42 条	弁護士，弁護士職修習生に対する規律処分	35
第 43 条	規律処分決定に対する不服申し立て	36
第 44 条	弁護士，弁護士会の理事会構成員，表彰・規律評議会の構成 員，弁護士会のその他の役職を任命された個人，弁護士会理事会， 連合会の機関，連合会会長及びベトナム弁護士連合会の他の役職を 任命された個人に対する不服申し立て	37
第 45 条	告発	37
第七章	弁護士連合会，弁護士会の国家機関及び国内外の各組織との関係	38
第 46 条	弁護士職についてのベトナム弁護士連合会，弁護士会の国家管 理機関との関係	38
第 47 条	ベトナム弁護士連合会，弁護士会の訴訟進行機関との関係	38
第 48 条	ベトナム弁護士連合会，弁護士会とベトナム祖国戦線との関係	38
第 49 条	ベトナム弁護士連合会，弁護士会と法律家協会，その他の各機 関，組織との関係	39
第 50 条	ベトナム弁護士連合会，各連合会構成員と外国及び国際的弁護 士組織との関係	39
第 51 条	ベトナム弁護士連合会，弁護士会と弁護士営業組織との関係 ..	39
第八章	施行条項	39

第 52 条	定款の修正, 補充	39
第 53 条	施行効力	39

定款¹

ベトナム弁護士連合会

(2022年7月19日付政府首相決定 856/QĐ-TTg に添付される²)

冒頭の言葉

国の発展に伴い、ベトナムの弁護士集団は、困難を克服し、人権と市民権を保護するという使命を果たし、正義の保護・法制の保護に貢献するために努力してきた。

1945年10月10日にホーチミン国家主席が署名した弁護士団体の組織に関する令46/SL4号の規定、1946年及びそれに続くベトナム民主共和国憲法、2013年ベトナム社会主義共和国憲法は、自ら弁護する権利、弁護士又はその他の者に弁護を依頼することを基本的人権として肯定し、その規定を承継し、発展させ、それにより、弁護士の役割はますます肯定され、促進され、司法改革と人民による人民による人民のための社会主義法治国家の建設に貢献する。

ベトナム弁護士連合会は、ベトナムの弁護士会及び各弁護士の全国における統一的な社会、職業組織である。ベトナム共産党の指導の下に基礎を置く。構成員である各弁護士、弁護士会の代表、結集、団結、互助、及び権利と合法的利益の保護を行う。同時に、憲法、法令及びベトナム連合会定款の規定に従って、弁護士の職業、道德基準の構築及び維持、弁護士職の法律サービスの独立性と品質保証、弁護士の自主管理制度の実効において重要な責任を有する。

ベトナム弁護士連合会定款は、ベトナム弁護士連合会、省・中央直轄市の弁護士会の組織・活動、連合会の各構成員の権利義務、連合会とその構成員、国内外の関連機関、組織との関係を規定する。

第一章 総則

第1条 ベトナム弁護士連合会の趣旨・目的

¹ 本稿は2023年6月6日時点での仮和訳である。目的はあくまで情報提供の範囲にとどまり、個別の事案への適用を予定していない。個別事案への適用により生じたいかなる損害について、仮和訳者及びその所属する法律事務所はいっさいの責任を負わない。

² この定款は、2021年12月26日に第三回全国弁護士代表大会で採択され、2022年7月19日付政府首相決定 856/QĐ-TTg にて同日より効力を有している。

1. ベトナム弁護士連合会は、その構成員である弁護士、弁護士会を代表し、それらの権利、合法的利益を擁護する。ベトナム弁護士の基準価値を構築するため、全国の弁護士組織における自主運用制度を実行し、社会の要請及びベトナムにおける社会主義法治国家建設要求に対応する道德及び専門的知識を備えた弁護士集団を育成し、正義保護、人権、公民の自由、民主の各権利、経済発展、民主、公平、文明社会の構築、に貢献する。
2. ベトナム弁護士連合会は、各国の弁護士の中における職業協力強化及び世界における各民族、各国家との協力、有効関係の建設、発展への貢献のため、法令の規定に従って、世界の弁護士組織との関係を拡大し、ベトナム弁護士連合会の趣旨・目的と一致する活動を持つ国際組織に参加する。

第2条 ベトナム弁護士連合会の法的地位

1. ベトナム弁護士連合会はベトナムの各弁護士会、弁護士の全国統一の社会 - 職業組織であり、法人格を有し、印鑑と口座を有する。
2. ベトナム弁護士連合会のシンボルは空色日輪の中央に本の絵と正義の天秤、正義の天秤の下に Vietnam Bar Federation の文字があり、両側に3つの濃い黄色のラインがあり、上部にベトナム国旗の黄色の星及びベトナム弁護士連合会の文字がある。
3. ベトナム弁護士連合会が国際的に活動をする時の名称は、Vietnam Bar Federation（略称 VBF）である。
4. ベトナム弁護士連合会の本部は、ベトナム社会主義共和国首都であるハノイにある。

第3条 組織・活動の原則

ベトナム弁護士連合会は、ベトナム弁護士連合会定款の規定に従って、自主管理、民主、平等、少数は多数に従う、法令に基づく国家管理の承認、の原則に従って組織、運営される。

第4条 ベトナム弁護士連合会の任務、権限

1. 弁護士法 65 条の規定に従った各任務、権限。
2. 連合会の役割、任務、権限の範囲に従って、国内外の機関、組織との関係において、各弁護士会、各弁護士の意志、願望、権利、利益を代表する。
3. 法令とベトナム弁護士連合会定款に従って、ベトナムの領土の内外において連合会の構成員である各弁護士、弁護士会の営業権と合法的利益を代表し、保護する。
4. 国際協力の実行及び、各弁護士会、構成員である弁護士の国際協力活動に対する法令の遵守、連合会定款の遵守の案内と監察を実行する。

5. 法令と連合会定款の規定に従って、連合会の財産の管理、使用を行う。
6. 予算、外国の個人、組織から支援される資金源からの経費の収入支出に関する、年次又は要請に応じた決算報告書を財政省、司法省に送付する。
7. 法令及びこの定款の規定に従ったその他の任務、権限。

第二章 ベトナム弁護士連合会の組織機構

第5条 弁護士連合会直属の各機関と部門

1. 全国弁護士代表大会は、ベトナム弁護士連合会の最高指導機関である。
2. 全国弁護士評議会は、全国弁護士代表大会の2会期の間³の弁護士連合会の指導機関である。
3. 連合会常任委員会は、全国弁護士評議会の2会期の間のベトナム弁護士連合会の運営機関である。
4. 弁護士連合会事務局、ホーチミン市のベトナム弁護士連合会代表機関及び各委員会は弁護士連合会の業務補助機関である。
5. 各部門はベトナム弁護士連合会に直属する。

第6条 全国弁護士代表大会

1. 全国弁護士代表大会は全国弁護士評議会によって1回あたり5年の任期で招集される。但し、法令の規定に従った不可抗力の場合を除く。

全国弁護士評議会が全国弁護士代表大会をその実施期限から6か月以内に招集しない場合、連合会の常任理事会は司法省及びその他の関連を有する機関が検討、決定するために報告する。

大会は、全国弁護士評議会の決定、全国弁護士評議会の委員総数の少なくとも3分の2の要求、弁護士連合会定款の修正・補充、全国弁護士評議構成員の補充選出をしなければならない場合又は全国弁護士代表大会の任務、権限に属するその他の複数の問題を決定する場合における権限を有する国家機関の要求、に従って臨時に招集されることができる。

2. 全国弁護士代表大会の代表は以下からなる。
 - a) 当然の代表は、現職の全国弁護士評議会委員と全国弁護士代表大会の前に弁護士会任期大会において弁護士会会長に再選出されなかったために解任された全国弁護士委員会委員。
 - b) 各弁護士会任期大会が全国弁護士評議会の分配に従った数字で選出する代表。

³ 全国弁護士代表大会が終了後、次の全国弁護士代表大会が開始するまでの間、という意味と思われる。
以下、同じ。

3. 全国弁護士代表大会の代表は、高い道德の資質を備え、祖国に忠誠をつくし、憲法を順守し、法令、弁護士連合会定款、ベトナム弁護士職務倫理規定、弁護士会内規の執行の模範とならなければならない。威信、団結の精神があり、大会の決定に対する責任と貢献可能性を有する弁護士でなければならない。弁護士会、ベトナム弁護士連合会により任期中に処分された、あるいは処分を検討されている人物であってはならない。刑事責任の追及を受けている人であってはならない。
4. 全国弁護士代表大会は、参加招集された代表の少なくとも3分の2が出席した場合、正式なものとなる。参加招集された代表の出席者の数が3分の2に満たなかった場合、1回目の招集の日から30日以内に、2回目の大会招集をしなくてはならない。2回目に招集する大会は、参加招集された代表の過半数が出席するとき、正式なものとなる。

大会実施中において一人以上の代表が大会に直接参加せず、それにつき正当な理由がない場合、出席している代表の人数に従って、大会は依然として適式なものとして看做される。大会実施中に自主的に退出した代表は、ベトナム弁護士連合会の規定に従って検討され、処分される。
5. 全国弁護士代表大会は、以下の任務と権限を有する。
 - a) 終了した任期の決議実行の結果についての全国弁護士評議会の報告を討論する。後継の任期のベトナム弁護士連合会の活動の方向性を決定する。
 - b) 定款の採択；定款の修正、補充（もしあれば）。
 - c) 全国弁護士評議会委員、ベトナム弁護士連合会会長の選出。
 - d) 全国弁護士評議会あるいは弁護士連合会常任委員会の提案に従ったその他の重要な各問題の討論と決定
6. 全国弁護士代表大会の決議は、出席した代表者の過半数が賛成の票決をしたときに採択される。
7. この定款の規定及び法令の規定に基づき、全国弁護士評議会は、全国弁護士代表大会ごとに、大会の内容、参加者、大会に参加する代表の選出を具体的に案内する。文献の準備及びその他必要な手続を実施して、採択を行う大会に提出する。

第7条 全国弁護士評議会

1. 全国弁護士評議会の任期は、全国弁護士代表大会の任期に従って、5年である。

全国弁護士評議会の任期は、全国弁護士代表大会が新任期の全国弁護士評議会を選出した時に終了する。

全国弁護士評議会の構成は

 - a) 各弁護士会の任期中の会長は、当然の委員である。

- b) 全国弁護士代表大会により選出される委員。大会に選出される委員の数は全国弁護士評議会の当然の委員の数の2分の1を超えてはならない。
- 2. 弁護士は、以下の全ての基準を有すれば、全国弁護士評議会により委員として選出されうる。
 - a) 祖国に忠誠を尽くし、ベトナム社会主義共和国の憲法を遵守する。
 - b) 高い道徳を有し、確かな政治的本領を有し、法令、ベトナム弁護士連合会定款、ベトナム弁護士職務倫理規定の執行の模範となる。
 - c) 専門性と、業務処理、決定能力を有する；評議会の決定に対して威信と責任感、貢献可能性を有する。
 - d) 業務を割り当てられた際、評議会と連合会各委員会の活動に参加する時間的、健康的余裕を有する。
- 3. 以下の各場合の一つに属する弁護士は、全国弁護士評議会の委員の候補になること、委員に指名されることができない。
 - a) 任期中に、当該弁護士が参加する弁護士会、ベトナム弁護士連合会あるいは団体組織から規律処分を受けた。
 - b) 弁護士会、弁護士連合会に規律処分処理を調査検討されている。
 - c) 刑事責任を追及されている、又は強制的な麻薬中毒療養施設、強制的な教育施設に入所する行政処分を適用されている。
- 4. 全国弁護士評議会委員の選出は秘密投票の形式で実行される。

全国弁護士評議会の委員に当選する者は、正式の投票総数の過半数の得票を得なければならない。選出が必要な委員数より正式の投票数の分の過半数の得票を得た者の数が多い場合、より多い得票を得た人が当選となる；互いに同じ得票数を有する場合は、弁護士在職年数がより長い者が当選者となる。
- 5. 全国弁護士評議会は以下の任務、権限を有する。
 - a) 弁護士職務倫理規定を制定する。
 - b) 全国弁護士代表大会の決議及び決定を実行するための方針、方法を決定する。
 - c) 弁護士連合会の年次活動報告、年次財務報告、及び年次活動計画を採択する。
 - d) 大会に参加する代表の選出、各文献の準備、全国弁護士評議会、連合会常任委員会、会長、副会長の選挙、立候補の過程、立候補者リストの作成及び関連する詳細な各問題につき案内する。事務総長の選挙又は承認につき案内する。新任期に選ばれる全国弁護士評議会、連合会常任委員会、会長、副会長、事務総長の候補者リストに弁護士を紹介する。
 - d) 連合会の常任委員会委員、副会長の人数を決定する。連合会常任委員会委員、副会長を選出する。事務総長を選出又は承認する。連合会常任委

員会委員、会長、副会長、事務総長、全国弁護士評議会委員を免任、罷免する。

- e) 全国弁護士代表大会の開催を決定する。
 - g) 弁護士の修習費、弁護士会への加入費及び会費の枠を規定する。
 - h) この定款の規定、あるいは全国弁護士代表大会が決めたその他の各任務、権限。
6. 全国弁護士評議会は、弁護士連合会常任委員会の招集に従って1年に1回、常会を開催する。全国弁護士評議会は、オフライン又はオンラインで開催されることができる。

連合会常任委員会は、連合会常務委員会の2分の1を超える要請、評議会委員の3分の1を超える要請があるとき、評議会の権限に属する内容を決定するため、全国弁護士評議会の臨時会を招集することができる。

全国弁護士評議会の各会合は、少なくとも3分の2以上の評議会委員が参加した時、正式のものとなる。

弁護士会が弁護士会長を欠く場合は、副会長が全国弁護士評議会の会合へ招かれるが、票決をすることはできない。

7. 全国弁護士評議会の決議は、会合において評議会委員の過半数の賛成の票決を得なければならない。

全国弁護士評議会は、書面にて各評議会委員の意見を収集する形式で、決議、決定を採択することができる。この場合、決議は、全国弁護士評議会委員の過半数が賛成する時に採択される。

8. 全国弁護士評議会の委員は以下の任務と権限を有する。

- a) 全国弁護士評議会の会合に十分に参加する。
- b) 評議会の業務計画にある問題の討論に参加する。評議会の決議、決定の採択の票決をする。
- c) 評議会の各決議、決定の執行及び実行の模範となる。弁護士が評議会の決議、決定を厳正に実行することを普及させる。
- d) 評議会あるいは連合会常任委員会に割り当てられた任務と職責を良好に完成させる。

全国弁護士評議会の委員が自分の任務、権限を不十分に実行する、若しくは実行しない場合、その程度に従って、選出された者に対する違反処分に関する全国弁護士評議会の案内に従って譴責又は全国弁護士評議会委員の資格を一時停止される、又はこの定款の第11条2項、3項の規定に従って罷免される。

第8条 ベトナム弁護士連合会常任委員会

1. ベトナム弁護士連合会常任委員会は、全国弁護士代表大会、全国弁護士評議会の決議、連合会の各任務と権限の実行のため、連合会の活動運用任務を有する。
2. ベトナム弁護士連合会常任委員会委員は、以下の基準を十分に有しなければならない。
 - a) 祖国に忠誠を尽くし、ベトナム社会主義共和国憲法を遵守する。
 - b) 堅固な政治的力量を有し、法令、ベトナム弁護士連合会定款、ベトナム弁護士職務倫理規定の執行の模範となる。
 - c) 法令、司法活動、弁護士職に精通する。
 - d) 組織、運用能力を有する。
 - d) 弁護士界内における威信を有する。
 - e) 連合会常任委員会の活動に参加するための時間的、健康的余裕を有する。
3. この定款の第7条3項の規定の各場合の一つに属する弁護士は、ベトナム弁護士連合会常任委員会の選出にあたり立候補できず、推挙されることができない。
4. ベトナム弁護士連合会常任委員会は、全国弁護士評議会によって、評議会委員の中から、選出される。連合会常任委員会は会長、各副会長及び各委員を含む。連合会常任委員会の委員数は、全国弁護士評議会が決定するが、21人を超えない。

常任委員会選出の規則は、この定款の第7条4項の規定に従って適用される。

弁護士会の会長は、全国弁護士評議会の当然の委員であり、連合会常任委員会に選出されうるが、選出後は弁護士会会長として業務をせず、選出された常任委員会の新たな任期において連合会常任委員会委員の任務、権限を引き続き実施する。
5. ベトナム弁護士連合会常任委員会は、以下の任務、権限を有する。
 - a) 連合会の補助機関、連合会に直属する部門の設立を決定し、その組織、任務を規定する。連合会定款、全国弁護士評議会の決議に基づき、各業務分野において連合会の任務、権限を実行する規制、規定を制定して施行する。
 - b) 大会組織計画、弁護士会の各機関に選出される人事計画案につき意見を述べる。この定款の規定に従って、弁護士会の任期大会の実施時期、内容、手続の実施を案内する。
 - c) 全国弁護士評議会の会議を招集する。全国弁護士評議会の会期中の運用過程における方針についての問題を決定する。全国弁護士評議会の活動プ

ログラム、決議、決定に従って連合会の 6 か月ごと、年次の具体的業務計画を決定する。

- d) 弁護士養成の教科書、年次弁護士養成計画を決裁する。
- d) 弁護士会に弁護士職修習の管理を案内する。弁護士職修習結果の検査計画を決定する。弁護士職の修習結果検査評議会の活動を監察する；弁護士職修習、弁護士会への加入について各見本を規定する。
- e) ベトナム弁護士職務倫理規定の遵守の監察を行う。
- g) 弁護士連合会定款の実行を案内する。連合会定款、全国弁護士評議会の決議、連合会常任委員会の決議の順守、法令遵守に関して、弁護士、弁護士会を監察する。連合会の定款、決議、決定、規定に反する弁護士会の決議、決定、規定の施行を停止し、その一部を修正する要求をし、あるいは廃棄する；法令の規定に従って弁護士職証明書が回収されなければならない各場合の一つに該当する弁護士を発見した場合、司法省に弁護士職証明書の回収を提案する。法令の規定に反する弁護士会の決議、決定、規定の施行停止、修正要求を権限ある国家機関に建議する。
- h) 弁護士に対する、弁護士の法律知識、職業技能についての義務的研修・通常の研修；政治、職業道德の育成、教育の内容を案内し、その計画を決定する。
- i) 各弁護士の無料法律援助参加義務を具体的に規定する。この規定の実行を案内し、検査する。
- k) 弁護士法及びこの定款の規定に従って不服申し立て、告発を解決する。
- l) 国内の弁護士の専門知識、技能の程度の向上を図るため、弁護士の職業経験の総括、交換、及びその他の方法を実行する。弁護士、弁護士営業組織を選定して、表彰を行う。
- m) 党、国家、ベトナム祖国戦線に対して、弁護士の心情、願望、意見をまとめて反映する。
- n) 弁護士を、法令の作成、判例候補の選択、法理科学の研究、法令の宣伝、普及、教育に参加させる。
- o) ベトナム弁護士連合会の各国際協力活動計画の決定及び実行を行う。ベトナム弁護士連合会及び各構成員の対外活動並びに国際協力を規定し、案内する。
- p) 年次報告及び法令の規定に基づく権限を有する国家機関の要請に従った報告をする。司法省にベトナム弁護士連合会の決議、決定、規定を送付する。
- q) この定款の規定に従って、あるいは全国弁護士評議会によって与えられる、その他の任務、権限を有する。

6. 連合会常任委員会は、1年に少なくとも4回、定期会を開催し、常任委員会の委員の少なくとも2分の1の提案あるいは連合会常任の決定に従って、常任委員会の権限に属する問題を討論、決定するために臨時会を開催することができる。常任委員会は、オフライン又はオンラインで開催されることができる。常任委員会の会議は、常任委員会委員数の少なくとも3分の2が参加した時に、正式なものとなる。

7. 連合会常任委員会の決議、決定は、会議で票決を行った委員数の過半数の賛成票決を得なければならない。

連合会常任委員会は、連合会常任委員会委員の意見を書面で収集する形式で、決議、決定をすることができる。この場合、連合会常任委員会の決議、決定は、連合会常任委員会委員数の過半数の賛成票決を有したときに、採択される。

8. 連合会常任委員会委員は、以下の任務、権限を有する。

- a) 連合会常任委員会の各会議に十分に出席する。
- b) 連合会常任委員会の業務の問題の討論に参加する。連合会常任委員会の決議、決定の採択の票決をする。
- c) 連合会常任委員会の決議、決定の執行及び実行の模範となる；弁護士会、連合会の構成員の弁護士が厳正に連合会常任委員会の決議、決定を実行するよう普及させる。
- d) 全国弁護士評議会、連合会常任委員会が割り当てた任務、職責を良好に完成させる。

連合会常任委員会の委員は、全国弁護士評議会によって選出された時から全国弁護士評議会の任期が終了するときまで、自らの任務と権限を実行する。ただし、この定款の第13条1項の規定に従って免任された場合、あるいはこの定款の第13条2項の規定に従って罷免された場合を除く。

連合会常任委員会委員が自らの任務、権限を、不十分に実行する又は実行しない場合、その程度に従って、連合会常任委員会より譴責され、選出された者若しくはベトナム弁護士連合会の役職に基づき任命された者に対する違反処分に関する全国弁護士評議会の案内に従って連合会常任委員会委員の資格を一時停止され、又はこの定款の第13条2項、3項の規定に従って罷免される。

第9条 ベトナム弁護士連合会常任

1. 連合会常任委員会の会期の間、ベトナム弁護士連合会常任は連合会の通常の活動を運営する任務を負い、ベトナム弁護士連合会の任務、権限を実施し、各省と省同各機関、省と中央直轄市との関係及び国際協力関係を決定及び実施する。

2. 連合会常任は会長、副会長からなり、その中の会長と1名から2名の副会長は専任で、常時、全ての時間、連合会で執務する。

第10条 ベトナム弁護士連合会会長

1. ベトナム弁護士連合会会長は、全国弁護士代表大会により連合会常任委員会委員の中から選出され、全国弁護士評議会の任期に従う。連合会会長は全国弁護士評議会の会長である。

会長が選出されていない、又は会長が欠けている場合、全国弁護士評議会が、会長が選出されるまでベトナム弁護士連合会の活動の運用をし、代表となる副会長一人を指定する。

一人の弁護士がベトナム連合会会長に選出されるのは、多くても連続2任期までである。

2. 弁護士連合会会長は、以下の基準を十分に有さなくてはならない。
 - a) 祖国に忠誠を尽くし、ベトナム社会主義共和国憲法を遵守する。
 - b) 堅固な政治的水準と力量を有し、法令、連合会定款、ベトナム弁護士職務倫理規定の執行の模範となる。
 - c) 法令、司法活動、弁護士職に精通する。
 - d) 大局的観点から指導、運用能力を有する。
 - d) 弁護士界を団結させ、結集する威信及び可能性を有する。
 - e) 洞察力、決断力を有し、あえて責任を負う精神がある。
 - g) 中央及び地方にある、党、国家、祖国戦線の各機関、訴訟進行機関及び各職業団体と緊密な関係、接点を作り、保持する可能性を有する。

この定款第7条3項の各規定の一つに属する弁護士は、弁護士連合会会長の職に立候補することができない。

3. 連合会会長は、以下の任務と権限を有する。
 - a) 法律上、連合会の法人代表となる
 - b) 連合会の口座の名義人となる。
 - c) 連合会の活動について、全国弁護士代表大会、全国弁護士評議会に対して責任を負う。
 - d) 全国弁護士代表大会、全国弁護士評議会、連合会常任委員会の決議及び決定の実行展開の運用、割り当て及び連合会の全ての活動の監察を行う。
 - d) 全国弁護士評議会、連合会常任委員会、連合会常任の会議を主宰する。
全国弁護士評議会あるいは連合会常任委員会で採択された後、全国弁護士評議会、連合会常任委員会の決議、決定に署名する。
 - e) 連合会会長の各任務、権限を実行する時に、民主、集団、多数決の原則を厳格に執行する。
 - g) この定款の規定に従ったその他の任務、権限。

4. 連合会会長の選出規則は、この定款第7条4項の規定に従う。

第11条 ベトナム弁護士連合会副会長

1. 弁護士連合会副会長は、全国弁護士評議会によって、連合会常任委員の中から選出される。弁護士連合会副会長は全国弁護士評議会の副会長である。
2. 弁護士連合会副会長は、連合会常任委員会の割り当てに従って各活動分野の責任を負い、割り当てられた各業務分野について会長、常任委員会及び全国弁護士評議会に対して責任を負う。
3. 弁護士連合会副会長は、この定款第10条2項に規定される各基準を十分に
4. 連合会副会長の選出規則は、この定款第7条4項の規定に従う。

第12条 ベトナム弁護士連合会事務総長

1. ベトナム弁護士連合会事務総長は、全国弁護士評議会により全国弁護士評議会委員から選出され、又は弁護士連合会会長が任命して全国弁護士評議会が承認する。事務総長は、全国弁護士評議会の決定に従って、連合会副会長の一人を兼任することができる。事務総長は、全国弁護士評議会、弁護士連合会常任委員会、弁護士連合会会長に対して、連合会の活動計画の実行及び連合会の各業務補助機関の活動調整について、責任を負う。
2. 事務総長は以下の各任務、権限を有する。
 - a) 連合会常任委員会と常任が連合会の活動計画、業務日程を作成して、その実行の運用をすることを補助する。連合会活動の展開において、連合会の各業務補助機関における配置を調整する。
 - b) 連合会の常任委員会及び常任が連合会常任委員会、常任、連合会会長の各決議、決定を実行することを補助する。
 - c) 連合会常任委員会と常任が、連合会の活動に資するための設備に気を配り、財政源を調達することを補助する。
 - d) 全国弁護士評議会、連合会常任委員会、連合会常任の各会議において書記の業務の責任を負う。
 - d) この定款の規定による、又は常任委員会、連合会常任、連合会会長が与えたその他の各任務、権限。
3. 弁護士連合会副事務総長は、連合会常任委員会が事務総長の提案に従って採択した後、連合会会長が任命、免任、罷免する。副事務総長は、事務総長の割り当てに従って事務総長が各任務を実行することを補助する。

第13条 ベトナム弁護士連合会指導者職の免任、罷免

1. 全国弁護士評議会委員、弁護士連合会の常任委員会委員、会長、副会長、事務総長の免任は、以下のように実施される。

- a) 以下の場合は当然に免任される。
- (全国弁護士評議会の当然の委員について) 常任委員会委員，常任である場合を除き，弁護士会会長ではなくなった。
 - 自発的に弁護士職を辞する。
 - 民事行為能力を喪失した，行為認識制御が困難となった，又は民事行為能力が制限された。

この号が規定する全国弁護士評議会委員，連合会の常任委員会委員，会長，副会長，事務総長については，連合会常任委員会，全国弁護士評議会が発出した免任についての提案に従う。

- b) 不健康又は任務を実施できないその他の理由がある場合は，連合会常任委員会の提案に従って，全国弁護士評議会は秘密投票の多数決にて全国弁護士評議会委員，連合会の常任委員会委員，会長，副会長，事務総長の免任を決定する。
2. 全国弁護士評議会委員，連合会の常任委員会委員，会長，副会長，事務総長は，以下の場合の一つに該当する場合は罷免される。
- a) 構成員資格の一時停止あるいは弁護士会名簿から除名される形式で規律処分された。
- b) 弁護士職業証明書の使用権を剥奪された。麻薬中毒者の強制施設，強制的教育施設に入所する行政処分の適用を受けた。
- c) 判決を受けて，その判決が法令上の効力を有した。
- d) 自らの任務，権限の実施の際に，連合会定款に重大な違反をした。
- d) 弁護士連合会の利益を侵害した。
- e) 弁護士に関する法令及び関連を有する法令の規定に重大な違反をした。
- g) 全国弁護士評議会委員の少なくとも 2 分の 1 の信任を得られない。

全国弁護士評議会委員，連合会常任委員会委員，会長，副会長，事務総長は，この項 a, b 及び c 号の規定の各場合に当然に罷免される。全国弁護士評議会はこの場合に対して罷免の決議を出す。

全国弁護士評議会は，この項 d, d, e 及び g 号が規定する場合，連合会常任委員会の提案に従って，全国弁護士評議会委員，連合会常任委員会委員，会長，副会長，事務総長を秘密投票の多数に従って罷免を決定する。

3. 全国弁護士評議会の各会議の間の期間⁴において，連合会常任委員会は，この条第 2 項が規定する各場合の一つに属する弁護士に対して，全国弁護士評議会委員，連合会の常任委員会委員，会長，副会長，総書記の資格の一時停止を決定する権利及び全国弁護士評議会の直近の会議において罷免の決定又は罷免の調査検討を全国弁護士評議会に提案する権利がある。

⁴ 全国弁護士評議会の会議が開催されていない間，という意味と思われる。

4. この定款の規定及び法令の規定に基づき、全国弁護士評議会は、全国弁護士評議会委員、ベトナム連合会常任委員会委員、会長、副会長、事務総長の任免、罷免の具体的手続を規定する。

第14条 連合会事務局及びホーチミン市のベトナム弁護士連合会代表機関

1. 弁護士連合会事務局は連合会の補助機関である。連合会会長は、連合会常任委員会の決議に従って、事務局長、副事務局長を任命、任免、罷免する。
2. ホーチミン市のベトナム弁護士連合会代表機関は、南部地域における連合会の常任の補助機関である。連合会会長は、連合会常任委員会の決議に従って、代表機関の長、副長の任命、任免、罷免を決定する。
3. 連合会事務局、ホーチミン市のベトナム弁護士連合会代表機関の任務、権限、組織機構は、この定款の規定に基づいて、連合会常任委員会が規定する。

第15条 ベトナム弁護士連合会の各委員会

1. ベトナム弁護士連合会の委員会は以下のものである。
 - a) 養成・強化委員会。
 - b) 弁護士監察・補助委員会。
 - c) 法律作成及び司法支援委員会。
 - d) 表彰・規律委員会。
 - d) 国際関係委員会。
 - e) 経済・財政委員会。
 - g) 全国弁護士評議会の決定に従ったその他の委員会。
2. 連合会会長は、連合会常任委員会の決議に従って連合会の各委員会の委員長、副委員長の任命、任免、罷免を決定する。
3. この条第1項の規定に基づき、弁護士連合会常任委員会は、各委員会の組織機構、任務、権限を決定する。

第16条 ベトナム弁護士連合会に直属する各部門

1. 条件を十分に満たし、権限を有する国家機関が決裁した場合に、弁護士職養成学校を設立する。この学校は、弁護士の根源を養成する任務を有する。弁護士職養成学校は、弁護士法、教育・養成・職業訓練についての法令及び弁護士連合会定款の規定に従って設立され、活動する。法令の規定に従って、口座及び印鑑を有する。
2. ベトナム弁護士業務強化センターは、連合会に直属する部門であり、弁護士及び社会におけるその他の対象に対する専門性・業務の強化、弁護士の法令知識・職業スキルの程度の向上、弁護士職についての教育と対応を行う。

口座及び印鑑を有し、独立性を管理して、法令及び連合会の前に責任を負う。

3. ベトナム国際商事弁護士クラブは、外国要素を有する投資、経営、商事の各領域における法律相談の需要に呼応する活動及び国際参入に係る各問題に競争参加する各弁護士、弁護士営業組織の知恵及び力の源を結集、発揮する機能、任務を有する。口座及び印鑑を有し、法令、弁護士連合会定款及びクラブの規則に従って組織され、活動する。
4. ベトナム弁護士連合会法令相談センターは、法令相談についての法令及びベトナム弁護士連合会定款の規定に従って、設立され、活動する。法令の規定に従って、口座及び印鑑を有する。
5. 連合会の広報機関は以下のものである。
 - a) ベトナム弁護士雑誌は、広報機関であり、ベトナム弁護士集団の意見表明の場であり、科学研究、専門知識技術を案内する各資料の登載をする。報道についての法令及びベトナム弁護士連合会定款の規定に従って設立され、活動する。法令の規定に従って、口座及び印鑑を有する。
 - b) ベトナム弁護士連合会の電子情報ページに、連合会とその構成員である弁護士の組織と活動についての情報を登載する。
6. 弁護士職養成に関する専門委員会は、ベトナム弁護士連合会定款の規定に従って設立され、活動する。

その他の専門・業務委員会の設立が必要となる場合は、連合会常任委員会がその委員会の組織機構、任務、権限を決定し、規定する。
7. 連合会常任委員会の提案に従って、ベトナム弁護士連合会会長は連合会に直属する部門の長、副長の任命、免任、罷免を決定する。
8. この定款及び法令の規定に基づき、各委員会、連合会に直属する部門の設立は全国弁護士評議会の決定に従う。但し、この条第 6 項に規定する場合を除く。

第三章 弁護士会

第 17 条 弁護士会の法律上の地位

1. 弁護士会は、省、中央直属の市における弁護士の社会 - 職業組織であり、法人資格を有し、印鑑、口座及び本部事務所を有する。

弁護士会の名前は、弁護士会が設立された場所の、「中央直轄の省（中央直轄の市）の名称」及び「省（中央直轄市）弁護士会」が連結したものである。
2. 弁護士会は、弁護士法の規定に従って設立される。

3. 弁護士会の構成員は、弁護士法及びベトナム弁護士連合会定款の規定に従って弁護士会に加入した各弁護士である。
4. 弁護士会は、弁護士法及びベトナム弁護士連合会定款の規定に従って組織され、活動する。弁護士会は、弁護士会の内部関係調整におけるベトナム弁護士連合会定款の体制化のための内規を発行する。
5. 弁護士会は、ベトナム弁護士連合会の構成員であり、連合会構成員の各権利義務を有し、弁護士法及びこの定款の規定に従って連合会に権利と合法的利益を保護され、連合会の案内と監察を受ける。

第 18 条 弁護士会の組織、活動の原則

弁護士会は、民主・平等、少数は多数に従う、憲法・法令・ベトナム弁護士連合会定款及び弁護士会の内規の規定に従ったベトナム弁護士連合会の統一を組織する制度の中での自主管理の実施、憲法・法令の規定に従った国家管理の承認、という原則に従って組織され、活動する。

第 19 条 弁護士会の任務、権限

1. 弁護士法第 61 条の規定に従った各任務、権限。
2. 国内外の機関、組織、個人との関係において構成員の弁護士の意思、願望、権利、合法的利益を代表する。
3. 職業上の各弁護士の権利、合法的利益を互助し、擁護する。
4. 法令の規定とベトナム弁護士連合会の案内に従った国際協力を実行する。
5. 全国弁護士代表大会に参加する弁護士を選出する；連合会の各機関及び指導・管理・運営する者を選出するための候補者名簿に弁護士を紹介する。
6. ベトナム弁護士連合会の決議、決定、規定、案内を実行する。連合会の各活動に参加する。連合会の組織、活動を強固にし、発展させることについて意見、建議を提出する。
7. 弁護士連合会に援助され、権利と合法的利益を擁護される。
8. ベトナム弁護士連合会の趣旨目的を実行するため、他の弁護士会と団結し、協力する。
9. 法令の規定及びベトナム弁護士連合会定款に反しない、決議、決定、内規、費用徴収規定及びその他の各規定を発行する。
10. 法令及びこの定款の規定に従ったその他の各任務、権限。

第 20 条 弁護士会の機関、専門部門及び直属部門

1. 弁護士会の弁護士大会は、弁護士会の最高指導機関である。
2. 弁護士会の理事会は、弁護士大会の執行機関及び弁護士会の運用機関である。

3. 表彰・規律評議会は、弁護士会理事会に対する助言をし、表彰・規律処分・不服申し立てと告発の解決について検討し、検証し、結論を出して弁護士会理事会に提出する責任と任務を有する専任機関である。
4. 弁護士会事務局及び弁護士会が設立した専門部門及び直属部門は理事会が弁護士会の任務、権限の実行を展開することを補助する。
5. 構成員である弁護士が 1,000 人以上いる弁護士会は、理事会が区域における弁護士の活動を運用し、組織することを補助するために、区、県、あるいは区域に従って弁護士会支部を設立することができる。弁護士会支部は弁護士会直属部門であり、弁護士会理事会の指導と責任に従って活動する。弁護士会理事会の構成員の一人が弁護士会支部長となる。弁護士会支部の具体的組織、任務、権限は弁護士会の内規に規定される。弁護士大会の決定により、弁護士会支部は設立される。

第 21 条 弁護士会の弁護士大会

1. 弁護士大会は、法令の規定に従った不可抗力の場合を除き、1 回の任期が 5 年で組織する。任期における大会の実施期限の日から 6 か月を経過しても弁護士会理事会が弁護士大会を招集しない場合、連合会常任委員会は権限を有する国家機関が検討して決定できるように報告する責任を負う。

弁護士化大会は、その権限に属する問題につき決定するため、理事会の決定、弁護士会の弁護士の少なくとも 2 分の 1 の提案又は連合会常任委員会若しくは法令の規定に従って権限を有する国家機関の提案に従って臨時に招集することができる。

弁護士大会は、全体大会あるいは弁護士会の構成員数に従う代表大会の形式で招集される。構成員数 300 人未満の弁護士会は全体大会を行う。弁護士数 300 人以上の弁護士会は代表大会を行う。大会の形式は弁護士会理事会が決定する。

弁護士会理事会が弁護士大会を招集する。

2. 弁護士会代表大会に参加する代表は、高い道徳を持ち、祖国に忠誠を尽くし、憲法を順守し、法令・ベトナム弁護士連合会定款・ベトナム弁護士職務倫理規定・内規の規定施行の模範となる。弁護士会、ベトナム弁護士連合会の建設と発展における団結と責任を有する。弁護士会における弁護士としての威信がある。大会に対する責任、提供をする能力がある。任期中に規律処分を受けていない又はベトナム弁護士連合会・弁護士会が規律処分を検討中でない。刑事責任を追及されていない。

弁護士代表大会の代表数の具体的配分は、弁護士会理事会が決定するが、この定款が規定する配分原則及び代表の基準を保障しなければならない。

弁護士会代表大会の代表の数は、弁護士会の構成員である弁護士の意志、願望及び権利・利益のため十分な代表を保障する原則に基づき、弁護士会理事会が決定する。

3. 弁護士大会は、参加招集された代表の少なくとも3分の2が出席した場合、正式なものとなる。参加招集された代表の出席者の数が3分の2に満たなかった場合、1回目の招集の日から30日以内に、2回目の大会招集をしなければならない。2回目に招集する大会は、参加招集された代表の過半数が出席するとき、正式なものとなる。2回目に招集する大会に参加招集された代表の出席者の数が過半数に満たなかった場合、2回目の招集の日から30日以内に、3回目の大会招集をしなければならない。3回目に招集する大会は、参加した代表の数にかかわらず、正式なものとなる。

大会進行中に、1人以上の代表が継続的に参加せず、それにつき正当な理由がない場合、出席している代表の数に基づき、進行する大会は依然として正式なものである。しかし、大会進行中に自らの意志で出席を放棄した代表は、ベトナム弁護士連合会、弁護士会の規定に従って規律処分されることになる。

4. 弁護士大会は、以下の任務と権限を有する。
- a) 引き続き任期中の弁護士営業活動、弁護士会活動の総括的報告、及び次の任期の活動の方向性と計画の討論、採択。
 - b) 任期中の弁護士会の財政報告の採択。
 - c) 弁護士会の内規の採択あるいはその修正、補充（もしあれば）。
 - d) 弁護士会の理事会、会長、表彰・規律評議会の選出。
 - d) 全国弁護士代表大会に参加する代表の選出。

弁護士会理事会は、この定款の規定及び全国弁護士評議会及び連合会常任委員会の案内に従って、弁護士大会の内容、日程、参加構成及び進行手続を決定する。

5. 弁護士大会の決議及び決定は、大会において代表数の過半数の賛成票を得たときに採択される。

投票形式を通じた票決をする場合、正式な票数の確定は全国弁護士評議会の案内に従う。

6. 弁護士大会開催前遅くとも30日以内に、弁護士会理事会はベトナム弁護士連合会及び弁護士会が設立された場所の省、中央直轄市の人民委員会に大会組織計画、弁護士会の理事会、表彰・規律評議会に選出される人事の計画案、又は臨時弁護士大会で理事会、表彰・規律評議会に補充され、会長の後任に選出される者に関する人事計画案を送付する。

連合会常任委員会は大会組織計画及び弁護士会の各機関に選出される人事計画案の内容について案内し、並びに、弁護士会大会が法令・ベトナム弁護士連合会定款の規定、全国弁護士評議会の決議、決定を正しく実行するように指導する。

7. 弁護士大会が終了した日から 7 営業日以内に、弁護士会の新任期の弁護士会理事会及び弁護士会の大会主席団は弁護士大会の結果について、ベトナム弁護士連合会、弁護士会が設立された場所の省、中央直轄市の人民委員会に報告し、選挙の議事録、選出された会長、理事会と表彰・規律評議会構成員の重要部分を記載した名簿、大会の決議及び各決定を添付する。

弁護士大会の結果は、弁護士会が設立された場所の省、中央直轄市の人民委員会が承認した後に公認される。

弁護士大会の結果が承認されるまでの間、新たに選出された理事会と会長は弁護士会の活動を引き継いで運営する。大会結果につき不服申し立て、告発があった場合、法令及びベトナム弁護士連合会の定款の規定に従って実施する。

第 22 条 弁護士会理事会

1. 弁護士会理事会は、弁護士大会の決議、決定の実行を展開し、弁護士会の活動を運営する任務を有する。

弁護士会理事会は、会長、副会長、及び各委員を有する。弁護士会理事会の副会長、委員の数は弁護士会が規定した内規による。

2. 弁護士会理事会は、弁護士大会で選出され、弁護士会任期大会の任期に従って 5 年の任期を有する。弁護士会理事会の任期は、弁護士会の任期大会が新しい理事会を選出し、大会の結果が省・中央直轄市の人民委員会が承認した時に終了する。

弁護士会理事会選出の規則は、この定款の第 7 条 4 項の規定に従って適用される。

弁護士会理事会は、全国弁護士評議会・連合会常任委員会の案内に従って、推薦、立候補、立候補者名簿の作成手続及び弁護士会理事会の選出に関連するその他の詳細な問題について規定する。

3. 弁護士会理事会に参加する弁護士は以下の基準を十分に有さなければならない。
 - a) 少なくとも 3 年の弁護士職の経験がある。
 - b) 管理、運営能力がある。
 - d) 弁護士会において威信があり、弁護士を集合、団結させることができる能力がある。
 - d) 弁護士会の管理、運営に参加するための時間、健康状態がある。

4. 以下の一つにあてはまる弁護士は弁護士会理事会に立候補し、選出されることができない。

- a) 任期中に、弁護士会、ベトナム弁護士連合会又はその弁護士が参加する団体により規律処分を受けた。
- b) 弁護士会、ベトナム弁護士連合会に規律処分の検討を受理されている。
- c) 刑事責任を追及されている、又は強制的な麻薬中毒療養施設、強制的教育施設に入所する行政処分を適用されている。

5. 弁護士会理事会は、少なくとも月1回、定期会議を行い、会長の決定あるいは理事会構成員の少なくとも3分の2の提案に従って弁護士会理事会の権限に属する突発的な業務を決定するために必要な場合に臨時会議を行うことができる。

理事会の会議は、弁護士会会長が招集する。弁護士会会長が、連続して3回以上、定期会議を招集できない場合あるいは理事会構成員の少なくとも3分の2の提案に従って理事会の会議を招集できない場合、連合会常任委員会が副会長の一人を指名して弁護士会理事会の会議を招集、主宰させる。

6. 弁護士会理事会は、集団原則、多数決に従って業務を行う。弁護士会理事会の会議は、弁護士会理事会の構成員の少なくとも3分の2が参加したときに正式なものとなる。

会議に参加する構成員の数がこの項の規定に従った十分なものでない場合、第1回会議が予定されていた日から10日以内に二度目の集合を招集できる。この会議は弁護士会理事会の構成員の過半数が参加した場合に正式なものとする。

弁護士会理事会の決定は、理事会構成員の過半数が賛成の票決をした時に、採択される。票決数が同じ場合、会長の票又は理事会の会議を主宰する副会長の票を有する側の意見に従って決定される。

7. 弁護士会理事会は以下の任務、権限を有する。

- a) 法令の規定に従った、弁護士職修習証明書の支給又は支給拒否及び弁護士職修習の管理。弁護士の加入登録。他の弁護士会との間の弁護士の移動、受け入れ。弁護士営業証明書支給を求める提出書類の受領及び司法局への送付。司法省への弁護士職証明書回収の提案。ベトナム弁護士連合会への弁護士カードの支給、交換、回収の提案。
- b) 構成員の弁護士、弁護士営業組織及び地方にあるその支店の弁護士が法令、ベトナム連合会定款、ベトナム弁護士職務倫理規定の遵守の監察
- c) 弁護士営業組織、その支店、事務所の活動の監察。弁護士営業組織に対する法令違反行為の中止要請、権限を有する国家機関への処分提案。弁護士営業組織に対する表彰の決定又は提案。

- d) 訴訟進行機関の要請に従った、各刑事事件における弁護人となる弁護士の指名の弁護士営業組織に対する割り当て。
- d) ベトナム弁護士連合会の案内に従った、弁護士の専門知識、ベトナム弁護士職務倫理規定遵守の強化。弁護士営業組織の専門性、業務、管理・運営能力に関する要請に従った強化。
- e) 弁護士と弁護士との間、弁護士と弁護士営業組織の間、各弁護士営業組織相互の間、依頼者と弁護士の間、依頼者と弁護士営業組織の間に生じた業務遂行についての紛争の調停。
- g) 弁護士会の職にある構成員の弁護士に対する表彰、不服申し立て・告発の解決、規律処分の調査検討及び決定。
- h) 弁護士に対して、経験を総括と交換、専門性・業務の強化、専門性・業務の程度向上を狙ったその他の方法の実施。法令の規定に従った弁護士職の修習結果の検査におけるベトナム弁護士連合会との協働。
- I) 政策、法令の作成にあたっての、弁護士の意見収集とその集約。
- k) 弁護士会の弁護士に対する法律の宣伝、普及、教育の活動、法律援助への参加の割り当て。
- l) 法令の規定及びベトナム弁護士連合会の案内に従った国際協力活動。
- m) 法令の規定及びベトナム弁護士連合会常任委員会の案内に従った、ベトナム弁護士連合会、省と中央直属の市の人民委員会に対する弁護士会の組織、活動及び弁護士会の弁護士の質の報告。
- n) この定款の規定に従ったその他の任務、権限。

第 23 条 弁護士会の会長、副会長、理事会の委員

1. 弁護士会会長は、弁護士会の弁護士大会によって、弁護士大会が弁護士会理事会に選出した弁護士の中から選出される。弁護士会会長の任期は弁護士会理事会の任期と同じである。

一人の弁護士が弁護士会会長に選出されるのは、弁護士大会実施の時点から最大でも2任期連続を超えない。但し、特別な場合であっても3任期連続を超えず、ベトナム弁護士連合会常任委員会の同意が必要である。
2. 弁護士会長は以下の基準を十分に満たさなければならない。
 - a) この定款第 22 条 3 項に規定する各基準。
 - b) 地方の党、政府、訴訟進行機関と良好な関係を構築、維持する可能性を有する。

推薦、立候補、立候補者名簿の作成についての規則、規定及び弁護士会会長の選出に関連するその他詳細な問題は、この定款の第 22 条 2 項の規定に従って適用される。
3. 弁護士会会長は以下の任務、権限を有する。

- a) 弁護士会活動の全てを代表し、責任を負う。
 - b) 弁護士大会の決議、決定の実行を展開し、弁護士会の各任務、権限を実行するにあたり、弁護士会理事会の活動を割り当て、運用する。
 - c) 弁護士会理事会の会議を招集し、主宰する。弁護士会理事会が採択した後に、弁護士会理事会の各決議、決定に署名する。
 - d) 弁護士会会長の任務、権限を実行する際、団体民主活動、多数決の原則を厳正に執行する。
 - d) この定款の規定に従って、会費の徴収を行い、督促する。
 - e) この定款及び弁護士大会で決めた規定に従ったその他の任務、権限。
4. 弁護士会副会長は、弁護士会理事会により、理事会構成員の中から選出される。弁護士会理事会が 5 名以下の弁護士を有する場合、弁護士大会は理事会構成員の中から弁護士会副会長を選出することができる。
- 弁護士会副会長及び理事会の委員は、理事会、会長により割り当てられた業務の領域を担当し、それら任務、業務を実施し、それにつき理事会、会長に対して責任を負う。
- 弁護士会会長が暫定的にその職務から離れる、又は規定に従った自らの任務と権限を実施しない場合、会長は書面により 1 人の副会長に委任をして会長の任務と権限を暫定的に実施させる。会長が委任をしない場合は、理事会が暫定的に会長に代わって理事会の活動を運営する副会長 1 人を選出する。この選出は理事会構成員の少なくとも 3 分の 2 の賛成の票決、及びベトナム弁護士連合会常任委員会の同意が必要である。
- 理事会が会長に代わる副会長の選出につき意見を統一できない場合、ベトナム弁護士連合会が会長の権限を一時的に行なう副会長 1 人を選出する。
5. 弁護士会会長、副会長、理事会の委員の免任は、秘密投票の形式により弁護士大会が決定するが、以下の場合には公開投票となる。
- a) 民事行為能力を喪失した、行為認識制御が困難となった、又は民事行為能力が制限された。
 - b) 担当している職からの退職を願い出た。
 - c) 任務を実行できない健康上の理由又はその他の理由がある。
 - d) 自ら弁護士職を辞めた。
6. 任期中にある会長、副会長、弁護士会理事会の委員は、以下の各場合、当然に罷免される。
- a) 構成員資格の一時停止あるいは弁護士名簿からの除名の形式で規律処分された。
 - b) 弁護士営業証明書使用権を剥奪された、又は強制的な麻薬中毒療養施設、強制的な教育施設に入所する行政処分を適用された。

- c) 判決を受けて、その判決が法令上の効力を有した。
7. 以下の各場合の一つに属する場合、会長、副会長、弁護士会理事会の委員は罷免される。
- a) 自らの任務、権限、責任を実行するに際して、弁護士連合会、弁護士会の内部規則の重大な違反をした。
- b) 弁護士会、ベトナム弁護士連合会の利益に対する重大な侵害をした。
- c) 弁護士に関する法令及び関連を有する法令の規定の重大な違反をした。
- d) 構成員 300 人以下の弁護士会につき構成員の過半数の信任を得られない。
構成員 300 人を超える弁護士会につき弁護士大会に参加する代表の過半数の信任を得られない。
弁護士会会長、副会長、理事会の委員は、弁護士大会に参加する代表の過半数が秘密投票又は公開投票により賛成した場合、免任又は罷免される。
8. 2 つの弁護士大会の間、ベトナム弁護士連合会常任委員会は、この第 7 項に規定する各場合の一つに属する弁護士会会長の資格の一時停止を省、中央直轄市の人民委員会に提案し、副会長の一人を暫定の会長に指名して、弁護士会会長の罷免を検討して新会長を選出するために弁護士会理事会に臨時の弁護士大会を招集することを提案する権利を有する。
9. 弁護士会会長が免任あるいは罷免されたが、まだ新しい会長が選出されていない場合、理事会に残存する構成員は、新会長が選出される時まで理事会の活動を運用する一人の副会長を選出する。

第 24 条 弁護士会の表彰・規律評議会

1. 弁護士会の表彰・規律評議会は、表彰、規律処分活動において弁護士会理事会の参謀機関である。不服申し立て、告発を解決する。弁護士会理事会の任期に従って弁護士大会によって選出される。表彰・規律処分評議会は、定款が規定する職務、任務を実施するために弁護士会理事会の印鑑を使用することができる。
弁護士会の表彰・規律評議会の構成員は以下の基準を備えなければならない。
- a) 高い道徳を持ち、法令、ベトナム弁護士連合会定款、弁護士職務倫理規定の規定執行の模範となる。
- b) 誠実で、客観的で、無私である。
- c) 弁護士会の中で威信を有する。
2. 表彰・規律評議会は、会長、各副会長及び各委員で構成される。表彰・規律評議会の会長は評議会の構成員の中から評議会によって選出される。
構成員数 30 人未満の弁護士会について、理事会構成員は表彰・規律評議会の構成員を兼ねることができるが、その比率は表彰・規律評議会の構成員の

総数の3分の1を超えず、同時に、表彰・規律評議会の会長を兼ねることができない。

表彰・規律評議会の構成員の数は弁護士大会が決定する。

選出規則並びに推薦，立候補，立候補者名簿の作成及び表彰・規律評議会の選出に関連するその他の詳細に関する問題には，この定款の第22条2項の規定を適用する。

3. 表彰・規律評議会は以下の任務，権限を有する。
 - a) 弁護士，弁護士会の部門，弁護士営業組織，その他の組織，個人に対する弁護士会の表彰の各形式の検討を弁護士会理事会に提案する。又は弁護士会理事会を通じて，弁護士連合会，弁護士表彰権限を有する国家機関に対して，弁護士，弁護士会の部門，弁護士営業組織，その他の組織，個人の表彰の提案を提出する。
 - b) 弁護士，弁護士職修習生に対する規律処分の形式の決定を証明し，調査検討し，弁護士会理事会に提案する。
 - c) 弁護士，弁護士職修習生，弁護士会の機関・部門に対する不服申し立て，告発の書類を受理し，証明し，検討して，各書類に基づいて行う解決を弁護士会理事会に提出する。
4. 表彰・規律評議会の会議は，評議会の構成員数の過半数が参加した時に適式なものと看做される。

表彰・規律評議会は集団及び多数決の原則に従う。票決数が同じ場合は，評議会会長の票と同じ意見に従って決定する。
5. 表彰・規律評議会の会長，副会長，委員の免任，罷免及び免任，罷免の手続は，この定款の第23条5項，6項及び7項の規定を適用する。

第25条 年次弁護士会議

1. 毎年，弁護士会は，弁護士職の活動結果の報告，弁護士会の活動，年次の財政報告及び次年度の方向性を討論して採択するために会議を開催する。弁護士職修習費，弁護士会加入費（もしあれば）の額を決定または調整する。

年次弁護士会議は，弁護士会の構成員数に応じて，全体会議又は代表会議の形式によって開催される。構成員数が300人未満の弁護士会は全体会議を開催しなければならない。但し，不可能な場合，又はその他の客観的理由がある場合を除く。弁護士会議の形式は弁護士会理事会が決定する。

年次弁護士会議は，弁護士大会の任務，権限に属さない内容の決定を討論し，採択する。
2. 弁護士会議は，招集された弁護士の過半数が参加したときに，正当なものとなる。弁護士会議の決定は，会議で過半数の賛成票が得られた時に採択される。

2 回以上連続で、適式に招集されたが正当な理由なく会議を欠席した弁護士は、弁護士会により規律処分を検討され、処分される。

弁護士会は年次弁護士会議の結果を省、中央直轄市の人民委員会及びベトナム弁護士連合会に報告する。

3. 弁護士会理事会弁護士会議の招集及び運営の責任を負う。

第 26 条 弁護士会の事務局、直属の専門部門及び部門

弁護士会は事務局、直属の専門部門及び部門を有する。事務局の組織機構と長のなる人物は弁護士会理事会が決定する。

弁護士会に直属する専門部門及び部門の設立、組織、活動は法令、ベトナム弁護士連合会定款及び弁護士会内規に従う。

第 27 条 弁護士会の内規

1. 弁護士会は、弁護士会内の問題の詳細を規定することを狙い、ベトナム弁護士連合会定款の体制化のための内規を有する。内規の採択、修正、補充は弁護士大会の権限に属する。
2. 弁護士会内規は、以下の基本的な内容で構成される。
 - a) 弁護士会理事会、表彰・規律評議会の定型的業務。理事会と表彰・規律評議会の関係についての具体的規定。
 - b) 事務局と弁護士会専門部門・直属部門の組織、役割、任務、定型的業務についての規定。事務局、専門部門及び直属部門に対する理事会の指導、運用についての規定。
 - c) 弁護士会に対する弁護士構成員の権利、義務についての具体的規定。
 - d) 弁護士会の財政収支、財産運用についての詳細規定。
 - d) 弁護士会と弁護士営業組織の関係についての規定。
 - e) ベトナム弁護士連合会定款が、規定する権限を弁護士会内規に与えた各規定。

弁護士会内規の各規定は法令及び連合会定款に反することができない。

3. 省・中央直轄市の人民委員会が承認してから 7 営業日以内に、弁護士会理事会は、弁護士会内規の採択あるいは修正、補充の決議を添付して、弁護士会連合会に弁護士会内規全文を送る。

第四章 弁護士

第 28 条 ベトナム弁護士連合会、弁護士会の構成員資格

ベトナムの法令に従って公認される弁護士全員は、自らが加入する地の弁護士会及びベトナム弁護士連合会の構成員である。

第 29 条 弁護士の権利、義務

1. 弁護士の権利は

- a) 法令の規定に従った、弁護士活動における各権利。
- b) ベトナム弁護士連合会、弁護士会により、弁護士活動における権利、合法的利益の擁護を補助される。
- c) 法令の規定、各組織の定款に従って、全国弁護士代表大会、弁護士会の弁護士大会並びにベトナム弁護士会連合会、弁護士会の各機関に参加する代表者に、立候補し、立候補を紹介され、立候補する者を紹介する。ベトナム弁護士連合会、弁護士会に、中央及び地方にある民選の各機関、その他の社会組織の機関に対して立候補を推薦してもらう。
- d) ベトナム弁護士連合会、弁護士会の各活動に参加する。連合会、弁護士会の組織、活動を強固にして発展させることにつき意見を提出する。
- d) 連合会、弁護士会の各機関の活動を監察する。困難克服方法を提案し、違反処分を建議する。
- e) 自らの権利、合法的利益を侵害する弁護士連合会、弁護士会の決定に対して不服申し立てする。
- g) 弁護士連合会、弁護士会に専門性、業務の強化をしてもらう。
- h) この定款及び弁護士会内規の規定に従ったその他の各権利。

2. 弁護士の義務は

- a) 法令の規定に従った、弁護士活動における各義務。
- b) 法令、ベトナム弁護士職務倫理規定、ベトナム弁護士連合会定款、連合会及び自らが構成員である弁護士会の各決議、決定、規定を厳格に執行する。
- c) 法令、弁護士連合会及び弁護士会の案内に従って、法令の普及、宣伝、教育、法律援助に参加する。
- d) 法令、弁護士連合会及び弁護士会の案内に従って、ベトナム弁護士職務倫理規定、専門性、業務の強化プログラムに十分に参加する。
- d) 弁護士連合会、弁護士会の活動に積極的に参加する。ベトナム弁護士連合会の趣旨目的実現のために、その他の弁護士と団結し、協力する。
- e) 自らが指導者である弁護士営業組織の各構成員弁護士を弁護士連合会、弁護士会の各活動に参加させる。
- g) 自らが指導者である弁護士営業組織の法令違反行為の終了につき、弁護士会理事会の要請を執行する。
- h) 1 年ごとに弁護士会理事会に対して、自らが指導者である弁護士営業組織の組織、活動につき、報告する。

連合会常任委員会の要請に従って、自分が指導者である弁護士営業組織の組織、活動について、ベトナム弁護士会連合会に報告する。

- i) 弁護士連合会、弁護士会、ベトナムの弁護士の威信を維持する。
- k) 会費を十分に、期限に正しく納入する。
- l) この定款及び弁護士会内部規則に従ったその他の義務。

第 30 条 弁護士会への加入

1. 弁護士営業証明書を有する者は、弁護士会に加入した日から弁護士会の構成員である。弁護士会の加入手続きは、弁護士法の規定に従って実行される。
2. 弁護士会の理事会は、以下の場合に弁護士会への加入を拒否する。
 - a) 弁護士会への加入書類を提出する者が、弁護士法第 17 条 4 項が規定する場合の一つに属する。
 - b) 弁護士会への加入書類を提出する者が、いかなる弁護士会であってもその名簿から名前を削除される形式の規律処分を受けたが、その処分の決定が効力を有してから、3 年が経過していない。
3. 弁護士会に加入した者は、弁護士会理事会の提議に従ってベトナム弁護士連合会から弁護士カードが支給され、弁護士カードを支給された日からベトナム弁護士連合会の構成員となる。

第 31 条 弁護士カード

1. 弁護士カードは弁護士会構成員及び弁護士連合会構成員資格の証明書である。
2. この定款の規定に基づき、連合会常任委員会は、弁護士カードの内容、形式及び弁護士カードの支給、再支給、交換、回収手続きについて規定する。

第 32 条 弁護士会の弁護士名簿からの名前の削除、別の弁護士会への移転

1. 必要がある時、弁護士は弁護士会の弁護士名簿から名前を削除する提案書を作成する。その書類には、名前削除の理由をはっきりと記載しなければならない。提案書受領が確認された日から 5 営業日以内に、弁護士会理事会は弁護士会の弁護士名簿から弁護士名を除く決定をする。但し、この条第 2 項が規定する場合を除く。

弁護士名を除く決定をした日から 5 営業日以内に、弁護士会理事会は弁護士名を除く決定をベトナム弁護士連合会に送付する。
2. 以下の場合の一つに属する場合は、弁護士は弁護士会の弁護士名簿から弁護士名を除くことを拒否される。
 - a) 規律処分の調査検討過程にある。

- b) 弁護士会の構成員資格一時停止の規律処分が実行中である。警告の規律処分が効力を有した日から 6 か月以内である。
 - c) 依頼者，弁護士，弁護士営業組織との紛争解決過程にある。
 - d) 弁護士活動について不服申し立て，告発の解決過程にある。
 - d) ベトナム弁護士連合会の会費，弁護士会の会費の納入義務に違反する。
3. 希望により弁護士活動を止めるという理由で，弁護士が弁護士会の弁護士名簿から名前を削除する場合，弁護士連合会は弁護士の弁護士カードの回収を決定する。
4. ある弁護士会からその他の弁護士会に移転することを希望する弁護士は，この条第 1 項に従って自分が現在構成員である弁護士会の弁護士名簿から名前を削除し，自分の希望に従って新しい弁護士会へ加入することの紹介を弁護士会理事会に提案しなければならない。名前の削除及び弁護士会移転の提議書の受領がされた日から 5 営業日以内に，弁護士会理事会は，弁護士が参加を予定する弁護士会に行く弁護士に弁護士会移転を紹介する。弁護士会移転の紹介書類は以下から構成される。
- a) 弁護士が名前の削除を依頼している弁護士会の理事会による弁護士会移転紹介書。
 - b) 弁護士の移転先の弁護士会に対する加入提案書。
 - c) 弁護士会が管理中である，弁護士会移転を提案している弁護士に関する書類。
 - d) 弁護士カードの写し。

新しい弁護士会参加の調査検討手続きは，弁護士法第 20 条 3 項の規定に従って実行される。弁護士会加入決定を有した日から 7 営業日以内に，弁護士が新しく参加した弁護士会の理事会は，弁護士会加入決定を添付した弁護士カード変更提案書及び弁護士カード変更に関する書類を連合会に送付する責任を負う。弁護士カードの変更手続はこの定款第 33 条の規定に従って実行される。

新しい弁護士会が紹介された弁護士の参加を承認しない場合，文書で理由を明記して連合会，元の弁護士会及び紹介を得た弁護士に通知しなければならない。同意しない場合，当該弁護士は弁護士法及びこの定款の規定に従って，不服申し立てをする権利を有する。

第 33 条 弁護士カードの再支給，交換，回収

- 1. 弁護士カードは，紛失の場合に再支給，損壊又は弁護士会の移転の場合に交換される。
- 2. 弁護士カードは以下の場合の一つに属する場合に，回収される。
 - a) 弁護士会の弁護士名簿から除名される形式で規律処分される。
 - b) 弁護士職証明書を回収される。

- c) 弁護士会から名前を削除したがこの定款第 32 条 4 項の規定に従って新しい弁護士会に参加しない。
 - d) 弁護士業をやめる。
3. 弁護士連合会常任委員会が弁護士カードの回収を決定する。
 4. 弁護士カードの再支給、交換、回収の手続は弁護士会連合会常任委員会の決定に従って実行される。

第 34 条 法廷に参加する弁護士の服装

1. 法廷に参加する弁護士は、弁護士連合会の規定に従った服装を身に着なければならない。
2. 法廷に参加する時の弁護士の服装は、厳粛で、礼儀正しく、便利、かつ統一的であるという要請を保障しなくてはならない。全国弁護士評議会は法廷に参加する標準的服装を規定する。

第 35 条 弁護士連合会及び弁護士会の名誉構成員

1. 弁護士業をやめた弁護士又はその他の個人は、ベトナムの弁護士の組織、活動の建設、発展事業において功労があり、ベトナムの弁護士界において堂々とした威信がある場合、ベトナム弁護士連合会の名誉構成員として公認されることができる。

全国弁護士評議会は、弁護士連合会常任委員会の提案に従って、ベトナム弁護士連合会名誉構成員の公認を決定する。

ベトナム弁護士連合会名誉構成員は、全国弁護士代表大会に招待され、意見収集に参加できる。連合会常任委員会の決定に従い、必要不可欠な場合の一つにおいて、全国弁護士評議会の会議への参加を招待される。弁護士連合会の表彰、栄誉称号の贈呈を検討される。弁護士連合会の各機関に対して、票決に参加し、選挙に推薦され、立候補することはできない。

2. 弁護士業をやめた弁護士又はその他の個人は、地方におけるベトナムの弁護士の組織、活動の建設、発展事業において功労があり、地方における弁護士界において堂々とした威信がある場合、弁護士会の名誉構成員として公認されることができる。

年次弁護士大会は、弁護士会理事会の提案に従って、弁護士会名誉構成員の公認を決定する。

弁護士会名誉構成員は、弁護士大会に招待され、意見収集に参加できる。弁護士会理事会の決定に従った必要不可欠な場合、弁護士会の年次弁護士会議への参加及び弁護士会のその他の活動への参加を招待される。弁護士会活動に貢献をした時、弁護士会に表彰を検討される。弁護士会の各機関に対して、票決に参加し、選挙に推薦され、立候補することはできない。

第五章 財政及び財産

第 36 条 財政制度

ベトナム弁護士会連合会及び各弁護士会は、財政における自主原則により活動し、会費とその他の合法的収入を収入源として支払いをする。

第 37 条 ベトナム弁護士連合会の財政収支

1. ベトナム弁護士連合会の財政収入源は以下から構成される。
 - a) 会費。
 - b) 弁護士、弁護士営業組織の自主的資金提供。
 - c) 連合会活動からの収入。
 - d) 国家の援助、国内外の個人、組織の援助。
 - d) その他の合法的収入。
2. 連合会の支出は以下から構成される。
 - a) 全国弁護士評議会、連合会の常任委員会、連合会の常任、各委員会、直属部門、連合会事務局及び連合会を補佐する機関の活動の支出。
 - b) 研究、通信、宣伝、出版活動の支出。
 - c) インフラ整備、設備購入費用、備品設備の保持、修理の支出。
 - d) 連合会の常任、管理職、職員の給与、手当の支出、表彰の支出。
 - d) 国際関係活動の支出。
 - e) 大会、各会議開催の支出。
 - g) 事務所賃借料の支出。
 - h) その他の合理的な各支出。
3. 連合会の支出は、正しい目的、節約、効果を保障しなくてはならず、弁護士連合会定款及び財政に関する法律の規定を正しく保証しなくてはならない。
4. この定款及び財政に関する法令の規定に基づき、全国弁護士評議会は、連合会財政規則を制定して、その中で各収支の詳細、収支の手続、各収支金額の決定権限を規定する。

第 38 条 弁護士会の財政収支

1. 弁護士会の収入源は以下から構成される。
 - a) 会費。
 - b) 弁護士職修習費用、弁護士会加入費用。
 - c) 弁護士会議の決定による、各構成員弁護士の資金提供。
 - d) 弁護士会活動からの収入。
 - d) ベトナム弁護士連合会の援助。
 - e) 国家の援助。国内外の個人、組織の援助。

- g) その他合法的収入。
- 2. 弁護士会の支出は以下から構成される。
 - a) 弁護士会の機能，任務を展開する内外の各活動に対する支出。
 - b) 弁護士会の各機関，部門の活動に対する支出。
 - c) 弁護士会の管理，運営職に対する給料又は手当。弁護士会事務局職員に対する給料。
 - d) その他の合理的な各支出。
- 3. 弁護士会内規は弁護士会の各収支額，収支手続及び収支額決定権限を規定する。

弁護士会の収支は，正しい目的，節約，効果を保証しなくてはならず，弁護士会内部規則，ベトナム弁護士連合会定款及び財政に関する法律の規定を正しく保障しなくてはならない。

第 39 条 弁護士職修習費，弁護士会加入費，会費

- 1. 弁護士職修習を登録する時，修習者は弁護士会に費用を納入する。弁護士職修習の費用は，全国弁護士評議会による費用の大枠の規定に基づき弁護士会議が決定する。
- 2. 弁護士会に加入する者は加入費用を弁護士会に納入しなければならない。弁護士会加入費用額が減免される各場合は，全国弁護士評議会による費用の大枠の規定に基づき弁護士会議が決定する。
- 3. 弁護士は，ベトナム弁護士連合会会費と弁護士会会費を納入する義務を負う。

弁護士は，ベトナム弁護士連合会の口座に振り込んで，又はベトナム弁護士連合会事務所又はホーチミン市のベトナム弁護士連合会の代表機関で直接納入する形式で連合会費を納入する。弁護士会費は，自らが構成員である弁護士会の口座に振り込んで，又は弁護士会事務所で直接納入する。

連合会会費の額・弁護士会会費の額，連合会会費・弁護士会会費の減免は全国弁護士評議会が規定する。
- 4. 弁護士会理事会，弁護士会会長は，自らの弁護士会所属の弁護士の連合会会費及び弁護士会会費の納入を精査し，督促する責任を負う。

6 か月ごとに，ベトナム弁護士連合会は弁護士会と協働して，ベトナム弁護士連合会ウェブサイト・ベトナム弁護士雑誌・弁護士会ウェブサイト上でベトナム弁護士連合会会費と弁護士会会費を納入済みの弁護士，未納入の弁護士の名簿を公表する。

6 か月ごとに，弁護士会理事会はベトナム弁護士連合会会費と弁護士会会費を未納入の弁護士名簿を統合して，弁護士に通知する。6 か月以上ベトナム

ム弁護士連合会会費と弁護士会会費を未納入の弁護士の名簿を毎年1月31日と7月31日にベトナム弁護士連合会に送付する。

5. ベトナム弁護士連合会会費と弁護士会会費を納入しない弁護士は以下の規定に従って処分される。
 - a) 6か月を超えて12か月未満の未納入の場合、ベトナム弁護士連合会はそのウェブサイト上で注意し、弁護士会はそのウェブサイト上で注意し、文書又はその他の方式で第1回の注意を行う。
 - b) 12か月以上18か月未満の未納入の場合、ベトナム弁護士連合会はそのウェブサイト上で注意し、弁護士会はそのウェブサイト上で注意し、文書又はその他の方式で第2回の注意を行う。
 - c) 18か月以上の未納入の場合、ベトナム弁護士連合会、弁護士会の弁護士名簿から除名の形式の規律処分を受ける。

第40条 ベトナム弁護士連合会、弁護士会の財政、その他の財産の管理

1. ベトナム弁護士連合会、弁護士会の財政、その他財産の管理と使用は、法令の規定、全国弁護士評議会の規定、弁護士会内規に従って実行される。
2. 毎年、全国弁護士評議会の会期において弁護士連合会常任委員会は評議会に対して前年の弁護士連合会の財政状況及び来年の連合会の財政計画について報告する。弁護士会理事会は、年次弁護士会議に対して前年の弁護士会の財政状況及び来年の弁護士会の財政計画について報告する。

全国弁護士評議会は、ベトナム弁護士連合会常任委員会の報告に従って弁護士連合会の年次財政予算を採択する。年次弁護士会議は、弁護士会理事会の報告に従って弁護士会の年次財政予算を採択する。

3. 全国弁護士評議会は、任期中の連合会の財政状況及び後の任期における連合会の財政計画について全国弁護士代表大会に報告する。弁護士会理事会は、任期中の弁護士会の財政状況及び後の任期における弁護士会の財政計画について弁護士大会に報告する。

第六章 表彰，規律処分，不服申し立て・告発の解決

第41条 表彰

1. 弁護士職において際立った成績を有し、組織発展事業、弁護士活動に対して多大な貢献をした機関、専門委員会、弁護士連合会と弁護士会の直属部門、弁護士営業組織、弁護士及びその他の各組織、個人は、ベトナム弁護士連合会によって表彰状を贈呈され、栄誉称号を贈呈され、又は競争・表彰法の規定に従って権限ある国家機関に対して表彰を提案される。

この定款及び競争・表彰法の規定に基づき、弁護士連合会常任委員会は表彰の形式、対象、基準、手続について具体的に規定し、表彰又は表彰の提案について決定する。

2. 弁護士職において際立った成績を有し、組織発展事業、弁護士会活動に対して多大な貢献をした各弁護士営業組織、弁護士、機関、弁護士会の直属部門及びその他の各組織、個人は、弁護士会によって表彰され、又は競争・表彰法、連合会定款の規定に従って権限ある国家機関、ベトナム弁護士連合会に対して表彰を提案される。

弁護士会理事会は、表彰、規律処分評議会の提案に従って表彰を決定する。

弁護士会の内部規則は、競争・表彰法及び連合会定款の規定に従って弁護士会の表彰の形式、対象、基準、手続について具体的に規定する。

第 42 条 弁護士、弁護士職修習生に対する規律処分

1. 弁護士に関する法令、ベトナム弁護士連合会定款、弁護士会内規、ベトナム弁護士職務倫理規定及びベトナム弁護士連合会、弁護士会のその他の規定に違反行為を行った弁護士は、違反の性質、程度に従って以下の各形式の一つによって規律処分される。
 - a) 譴責。
 - b) 警告。
 - c) 6 か月から 24 か月間の弁護士会構成員資格の一時停止。
 - d) この条第 3 項が規定する当然の除名の場合を含めた、弁護士会の弁護士名簿からの除名。
2. 弁護士会理事会は、弁護士会の表彰・規律評議会の提案に基づき、この条第 1 項が規定する規律処分を行う権限を有する。

規律処分を検討さえる弁護士が弁護士会理事会の構成員、表彰・規律評議会の構成員である場合、自らに対する規律検討の際に、弁護士会理事会の構成員、表彰・規律評議会の構成員の資格で参加することができない。
3. 弁護士が以下の場合の一つに属する場合、弁護士会理事会により当然に弁護士会の弁護士名簿から除名される形式で処分され、この条第 5 条が規定する弁護士規律処分の手続に従う必要はない。
 - a) 弁護士法第 18 条 1 項 i 号、h 号が規定する場合、弁護士職証明書を回収される。
 - b) ベトナム弁護士連合会会費、弁護士会会費を 18 か月納入しない。
4. 以下の各場合の一つに該当する弁護士は、弁護士会によって、この条第 5 項の規定する手続に従って弁護士会の弁護士名簿から除名される形式の規律処分を調査検討される。

- a) ベトナム弁護士連合会定款、弁護士会内規、ベトナム弁護士職務倫理規定に対する重大な違反をした。
 - b) 弁護士会構成員資格の一時停止の規律処分を受けたが、規律決定執行終了の日から1年以内に、警告以上の形式の規律処分を調査検討される程度の違反行為を再び行った。
5. 法令及びベトナム弁護士連合会定款の規定を根拠に、全国弁護士評議会は弁護士及び弁護士職修習生の違反行為、各規律処分の形式、調査検討手続の適用及び規律処分決定を規定する。

第43条 規律処分決定に対する不服申し立て

1. 規律処分を受けた弁護士、弁護士職修習生、規律処分を行う弁護士に対して不服申し立て、告発申請書を有する個人又は組織は、弁護士会理事会の規律処分決定に対して不服申し立てする権利を有する。
2. ベトナム弁護士連合会常任委員会は弁護士会理事会の規律処分決定に対する不服申し立ての解決権限を有する。
3. 不服申し立ての解決の際、弁護士連合会常任委員会は下記の決定権限を有する。
 - a) 規律処分の正しい手順・手続が遵守されている、規律処分内容が違反の性質・程度に見合っていることがわかった場合に、弁護士会理事会の元の規律処分決定を維持する。
 - b) 違反の性質・程度より、弁護士会の規律処分形式が重いことがわかった場合に、弁護士会理事会の規律処分決定を修正して、より軽い規律処分形式の適用を決定する。
 - c) 重い処分を要請する不服申し立てがあり、同時に、違反の性質、程度より、弁護士会理事会の規律処分形式が軽いことがわかった場合に、弁護士会理事会の規律処分決定を修正して、より重い規律処分形式の適用を決定する。
 - d) 理事会、表彰・規律評議会による違反の立証、証拠収集が不十分である、または調査検討、規律処分の順序、手続に重大な違反がある場合、弁護士会理事会の決定を破棄して、弁護士会に調査検討と再解決を要請する。
 - d) この定款の規定に従って、弁護士が違反行為をしていないことがわかった又は違反行為が規律処分を必要な程度に達していない場合、弁護士会理事会の規律処分決定を破棄して、弁護士に対する規律処分決定を停止する。
 - e) 弁護士会、弁護士連合会の解決権限に属さない事案であることがわかった場合、弁護士会理事会の規律処分決定を破棄して、解決権限を有する機関に事案を送付する。

4. この定款第 42 条 1 項 c 号, d 号が規定する規律処分形式について連合会常任委員会の不服申し立て解決決定に同意しない場合, 規律処分を受けた者は弁護士法の規定に従って司法省大臣に対して不服申し立てをする権利を有する。但し, 不服申立人が弁護士職修習生である場合を除く。
5. 法令及び連合会定款を根拠として, 全国弁護士評議会は弁護士会理事会の規律処分決定に対する不服申し立て解決の内容, 権限及び手続を規定する。

第 44 条 弁護士, 弁護士会の理事会構成員, 表彰・規律評議会の構成員, 弁護士会のその他の役職を任命された個人, 弁護士会理事会, 連合会の機関, 連合会会長及びベトナム弁護士連合会の他の役職を任命された個人に対する不服申し立て

1. 個人, 組織は, 自らの合法的な権利・利益を侵害すると主張する根拠がある場合, 弁護士活動に関連する弁護士の行為に対して不服申し立てをする権利を有する。
2. 以下の行為, 決定が自らの合法的な権利・利益を侵害すると主張する根拠がある場合, 個人, 組織は, 弁護士会理事会, 表彰・規律評議会の構成員, 弁護士会の職務・任務の実施に関連して弁護士会のその他の役職を任命された個人の行為に対して不服申し立てをする権利を有する。弁護士理事会の決定に対する不服申し立てをする権利を有する。
3. 以下の行為, 決定が自らの合法的な権利・利益を侵害すると主張する根拠がある場合, 個人, 組織は, ベトナム弁護士連合会の機関, 直属する部門, 会長の決定に対する不服申し立てをする権利を有する。ベトナム弁護士連合会の任務実施に関連してベトナム弁護士連合会のその他の役職を任命された個人の行為に対する不服申し立てをする権利を有する。
4. 弁護士会理事会は, 弁護士会の構成員である弁護士, 理事会の構成員, 表彰・規律評議会, 弁護士会のその他の役職を任命された個人に対する不服申し立てを解決する権限を有する。但し, 弁護士会会長に対する不服申し立てはベトナム弁護士連合会常任委員会の解決権限に属する。
5. ベトナム弁護士連合会常任委員会は, 弁護士会理事会, 連合会の機関・直属部門, ベトナム弁護士連合会会長の決定, 自らの任務・権限を実施する際の弁護士会会長の行為, 連合会の任務・権限の実施に関連するベトナム弁護士連合会の他の役職を任命された個人の行為に対する不服申し立ての解決権限を有する。
6. 法令及び連合会定款に基づき, 全国弁護士評議会は不服申し立て解決の内容, 権限及び手続に関して具体的に規定する。

第 45 条 告発

1. 個人は、自らの合法的権利、利益に関連する行為、決定に関して、弁護士会の構成員、弁護士会理事会の構成員、表彰・規律評議会の構成員である弁護士、弁護士会・ベトナム弁護士連合会・他の機関の他の役職を任命された個人を告発する権利を有する。
2. 弁護士会理事会は、弁護士会の構成員、弁護士理事会の構成員、表彰・規律評議会の構成員である弁護士、弁護士会及び弁護士会の機関のその他の役職を任命された個人に対する告発の解決権限を有する。但し、ベトナム弁護士連合会常任委員会の解決権限に属する事項を除く。
3. ベトナム弁護士連合会常任委員会は、以下の機関、役職の任務・権限に関連する決定、行為に関して、弁護士会会長、弁護士会理事会、連合会の機関・直属部門、ベトナム弁護士連合会会長及び連合会のその他の役職を任命された個人に対する告発の解決権限を有する。
4. 法令及び連合会定款の規定に基づき、全国弁護士評議会は告発の解決の内容、権限及び手続に関して具体的に規定する。

第七章 弁護士連合会、弁護士会の国家機関及び国内外の各組織との関係

第46条 弁護士職についてのベトナム弁護士連合会、弁護士会の国家管理機関との関係

1. 法令の規定に従い、ベトナム弁護士連合会の活動は、司法省、各省及び関連機関の任務、権限に基づき、政府による弁護士及び弁護士職についての統一的国家管理を受ける。国家管理の強化と、弁護士の社会 - 職業組織の自主管理の役割発揮との間の結合を保つ。
2. 法令の規定に従い、弁護士会の活動は、省、中央直轄市の人民委員会の実施補助機関である司法局及び各局の協同部署、関連機関による弁護士及び弁護士職についての国家管理を受ける。国家管理の強化と、弁護士の社会 - 職業組織の自主管理の役割発揮との間の結合を保つ。

第47条 ベトナム弁護士連合会、弁護士会の訴訟進行機関との関係

ベトナム弁護士連合会、弁護士会は、法令の規定に従って訴訟に参加する際、弁護士の権利、任務の保障において、緊密に中央及び地方の各訴訟進行機関と協働する。

第48条 ベトナム弁護士連合会、弁護士会とベトナム祖国戦線との関係

ベトナム弁護士連合会は、ベトナム祖国戦線の構成員である。弁護士会は、省級、中央直轄市の祖国戦線の構成員であり、ベトナム祖国戦線定款の規定に従って義務、権益を有する。

第 49 条 ベトナム弁護士連合会，弁護士会と法律家協会，その他の各機関，組織との関係

ベトナム弁護士連合会，弁護士会は，連合会の構成員の合法的権利・利益の擁護，弁護士連合会・弁護士会の活動，弁護士の業務活動に有利な条件の創出を目的として，弁護士組織，弁護士活動に関連する問題について法律家協会，その他の機関，組織と協働する。

第 50 条 ベトナム弁護士連合会，各連合会構成員と外国及び国際的弁護士組織との関係

1. ベトナム弁護士連合会は，自主，平等，協力の基礎に基づき，弁護士職の発展，世界におけるベトナム弁護士連合会の役割，地位の向上への貢献を目的として，外国及び国際的弁護士組織との関係を拡大する。
2. 法令の規定に従って，ベトナム弁護士連合会は，弁護士，外国及び国際的弁護士の組織との関係において，ベトナム弁護士界の代表である。
3. 各弁護士会，ベトナム弁護士連合会の構成員弁護士と外国及び国際的弁護士組織の関係は，この定款及び司法領域における国際協力についての法令の規定と一致した，連合会常任委員会が制定する連合会の対外的規則及び国際協力の規定に従って実行される。

第 51 条 ベトナム弁護士連合会，弁護士会と弁護士営業組織との関係

ベトナム弁護士連合会，弁護士会は，弁護士営業組織における弁護士の業務活動に有利な条件を創出する権限を有する国家機関と協働する。弁護士営業組織の法令順守を監察する。弁護士業務活動において傑出した成績おさめた弁護士営業組織を称賛し，表彰する。

第八章 施行条項

第 52 条 定款の修正，補充

1. 全国弁護士代表大会は，ベトナム弁護士連合会定款を修正，補充する権利を有する。
2. 定款の修正，補充は，全国弁護士代表大会に出席した代表の少なくとも 3 分の 2 が賛成の票決が必要である。

第 53 条 施行効力

1. ベトナム弁護士連合会定款は，第三回全国弁護士代表大会で 2021 年 12 月 26 日に採択された 8 章，53 条から構成され，権限を有する国家機関の決裁決定により施行効力を有する。

法律の変更が行われてベトナム弁護士連合会定款が法令の規定に反するようになった場合、法令の規定に従って実行される。

2. ベトナム弁護士連合会定款は、ベトナム弁護士連合会及び各弁護士会に対して統一的に適用される。
3. ベトナム弁護士連合会常任委員会はこの定款の解釈、案内及び実施の監察の責任を負う。